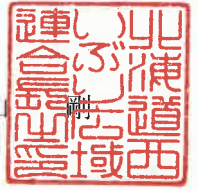


次のとおり、西いぶり広域連合ペットボトル水平リサイクル「ボトルt o ボトル」事業について、公募型プロポーザル方式により実施するので、企画提案書の提出を希望する事業者を募集する。

令和6年6月4日

西いぶり広域連合長 青 山



記

1. 事業名

西いぶり広域連合ペットボトル水平リサイクル「ボトルt o ボトル」事業

2. 事業の概要

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第2条第6項に基づく保管施設として指定されている西いぶり広域連合リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）に保管の使用済みペットボトルのリサイクル方法を、二酸化炭素排出量の削減効果が期待できる水平リサイクル「ボトルt o ボトル」に、令和6年度から移行するため、本事業の連携協定の協定事業者を選定する。

3. 協定期間

令和6年10月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし、売買単価については単年度ごとに協議し契約する。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 協定の締結にふさわしい計画力・資力等を備えた事業者であること。
- (2) 平成31年4月1日から令和6年3月31日までの期間において、本案件と同種又は類似していると認められる、地方公共団体との協定の実績があること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 公示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び都道府県民税（法人税及び法人事業税）を滞納していないこと。
- (6) 使用済みペットボトルをリサイクルプラザに保管している地方公共団体において納税義務がある場合で、市町税を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている等の経営状態が著しく不健全でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）および暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。契約後上記の者に該当することが判明した場合は、契約解除の対象となる。
- (9) その他必要と認められる要件

5. 手続等

- (1) 西いぶり広域連合ペットボトル水平リサイクル「ボトル to ボトル」事業に関する連携協定に向けた公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等は、西いぶり広域連合ホームページにおいて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加申込書類及び企画提案書類の提出方法、提出期限及び提出先については、実施要領を参照すること。
- (3) 企画提案書は、1 事業者 1 提案とする。

6. 担当部署

西いぶり広域連合総務課

住 所：〒050-0051 北海道室蘭市石川町22番地2

電 話：0143-59-0705

FAX：0143-59-7005

E-mail：somu@union.nishi-iburi.lg.jp